

産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱（改正案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、知事の所管する区域内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可（変更許可を含む。以下同じ。）並びに前記に係る産業廃棄物処理施設の設置許可（変更許可を含む。以下同じ。）等の事務処理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法令等に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境部長 環境農政局環境部長をいう。
- (2) 所長 各地域県政総合センター所長をいう。
- (3) 事業計画者 法令等に基づく許可申請又は届出を行おうとする者で、本要綱に定める事前相談及び事前調整を要する者をいう。
- (4) 収集運搬業 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業をいう。
- (5) 収集運搬業者 収集運搬業を行う者又は収集運搬業を行おうとする者をいう。
- (6) 処分業 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業をいう。
- (7) 処分業者 処分業を行う者又は処分業を行おうとする者をいう。
- (8) 処理業 収集運搬業及び処分業をいう。
- (9) 処理業者 処理業を行う者又は処理業を行おうとする者をいう。
- (10) 処理施設等 処分業の用に供する処理施設又は収集運搬業の用に供する積替え保管施設をいう。（処理業の用に供しようとするものを含む。）
- (11) 届出書 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「細則」という。）に定める届出書をいう。
- (12) 使用前検査 法第15条の2第5項の規定に係る検査をいう。
- (13) 竣工検査 処理業の許可に先立ち、所長が行う処理施設等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第7条に規定するものを除く。）の完成時の検査をいう。
- (14) 申請等 法令に基づく許可申請（令附則（平成22年12月22日政令248号）第5条各項に規定する優良基準適合確認申請を含む。）又は届出を行うことをいう。
- (15) 事前調整 処理業又は処理施設等（最終処分場を除く。）に係る申請等の手続に先立ち所長と事業計画者が行う事前の調整をいう。
- (16) 事前相談 申請等に係る事業計画者による所長への事前の説明で、事前調整に先立つものをいう。
- (17) 縦覧等対象施設 令第7条の2に該当する施設（焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設及び最終処分場）をいう。
- (18) 移動式中間処理施設 産業廃棄物の処理施設であって、一つの土地に固定せず使用するものをいう。

（事務の分掌）

第3条 環境部長は、次に係る事務を行うものとする。

- (1) 収集運搬業（積替え保管を行わないものに限る。）及び処分業（最終処分場を設置するものに限る。）の許可及び届出
- (2) 処理施設等（最終処分場に限る。）の設置許可、届出及び使用前検査
- (3) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定及び届出

2 所長は、事前相談を受け又は事前調整を行うものとする。

- 3 所長は、前項に規定するもののほか、次に係る事務を行うものとする。
 - (1) 収集運搬業及び処分業（最終処分場を設置するものを除く。）の許可及び届出
 - (2) 処理施設等（最終処分場を除く。）の設置許可、届出及び使用前検査
 - (3) 処理施設等の竣工検査
- 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、環境部長は次に掲げるものに係る事務を行うものとする。
 - (1) 処分業の用に供するために、最終処分場及びその他の処理施設を共に設置しているものに係る処分業の許可及び届出
 - (2) 処分業の用に供するために、新たに最終処分場又はその他の処理施設を設置することにより、共に設置することとなるものに係る処分業の許可
 - (3) 処分業の用に供するために、最終処分場及びその他の処理施設を共に設置する事業計画に基づき、処分業の許可申請を行おうとするものに係る処分業の許可
- 5 所長は、当該分掌事務の処理に当たって、他の都道府県又は政令で定める市に対し調査等（軽易なものを除く。）の必要が生じた場合は、環境部長と協議するものとする。

（所管区域等）

第4条 前条第1項から第3項（最終処分場に係るものを除く。）に係る事務については、原則として、次表に掲げる区分により、環境部長又は所長（以下「処分権者」という。）が主管するものとする。

処分業者及び収集運搬業者（積替え保管を行うもの）		当該処理業者の処理施設等の所在地又は設置しようとする区域を所管する所長
収集運搬業者（積替え保管を行わないものに限る。）	住所（法人の場合は本店所在地）を横浜市、川崎市又は神奈川県外に有する者	環境部長
	上記以外の者	当該処理業者の住所（法人の場合は本店所在地）を所管する所長

- 2 本店所在地と異なる区域に支店を有する場合など、利便性を理由として収集運搬業者（積替え保管を行わないものに限る。）から申出があった場合にあっては、当該収集運搬業者の希望する処分権者に対して申請等に係る書類を提出できるものとする。この場合、当該収集運搬業者に係る事務については、前項の規定にかかわらず、当該書類を受理することとなる処分権者が主管するものとする。
- 3 複数の処理施設等（最終処分場を除く。）を2以上の所長の所管区域に有する（新たに設置しようとする場合を含む。）処理業者に係る事務については、当該処理施設等を所管する所長間で協議の上、当該処理業者に係る事務を主管する所長を定めるものとする。
ただし、県所管域において、処分業及び収集運搬業を併せて行う（行おうとする場合を含む。）処理業者に係る事務については、前2項の規定にかかわらず、処分業に係る事務を主管する処分権者が主管するものとする。
- 4 県所管域に処理施設等を有する処理業者が、当該処理業者に係る事務を主管する処分権者（以下この条及び次条において「主管処分権者」という。）の所管区域外に設置する処理施設等（最終処分場を除く。）に係る次の事務については、当該処理施設等の所在地を所管する所長が行うものとし、当該所長はそれぞれの結果をとりまとめ、主管処分権者に通知するものとする。
この場合において、主管処分権者は当該通知を受けた後、当該処理業者に係る処理業の許可及び届出に係る事務を行うものとする。
 - (1) 事前調整
 - (2) 使用前検査（最終処分場を除く。）又は竣工検査
 - (3) 処理施設等（最終処分場を除く。）の設置許可又は届出
 - (4) 処理業の許可に係る申請書等の作成指導

(事務の移管)

第5条 処理業者の住所（法人の場合は本店所在地）の変更又は処理施設等の新設、移転その他の事由により、前条第1項から第3項までの事務に係る主管処分権者について変更が生じる場合は、主管処分権者は、新たに主管処分権者となる処分権者に速やかに当該処理業者に係る事務を移管するものとする。

第2章 事前手続

(事前相談)

第6条 事業計画者（積替え保管を行わない収集運搬業に係る許可申請を行おうとする者を除く。（以下同じ。））は、法定手続及び事前調整に先立ち、その事務を主管する所長に事前相談を行うものとする。

(事前調整)

第7条 事業計画者は、前条の事前相談の結果、当該事業計画が次の各号に該当すると認められる場合は、別に定めるところにより、所長と事前調整を行うものとする。

- (1) 積替え保管を伴う収集運搬業の新規許可申請（積替え保管の用に供する施設の新設又は取得を伴う場合に限る。）
- (2) 処分業の新規許可申請
- (3) 処分業及び収集運搬業の変更許可申請（収集運搬業にあつては、積替え保管の用に供する施設の新設又は取得を伴う場合に限る。）
- (4) 処分業の用に供する産業廃棄物処理施設の設置許可申請
- (5) 処分業の用に供する産業廃棄物処理施設の変更許可申請
- (6) 次に該当するもの（前各号に該当するものを除く。）
 - ア 処理施設等を新たに設置するもの又は移転するもの
 - イ 処理施設等の主要な設備の構造又は規模を変更するもの
 - ウ 既存の処理施設等を更新するもの

- 2 所長は、事前調整において、関係法令の手続及び地域との調和等に係る指導について、関係機関との総合的な調整を図るものとし、必要と認めるときは、計画の変更を指導することができる。
- 3 所長は、第1項に基づく事前調整が同一の事業計画に係るものであるときは、一括して事業計画者との事前調整を行うものとする。
- 4 所長は、事前調整において、事業計画者の対応が著しく不誠実と認められる場合は、この要綱に基づく手続を中断し、関係書類を返却することができる。

(周辺住民に対する周知等)

第8条 事業計画者は、前条第1項第1号から第5号まで若しくは第6号ア又はイに該当するもの（工業専用地域内の処理施設等に係るものを除く。）にあつては、別に定めるところにより、当該事業計画に係る施設の設置予定地等の周辺で環境への影響が予想される地域の住民等の理解を求めため、事業計画についての周知等に努めるものとする。

- 2 所長は、前項に基づく周知等に当たり、必要な指導を行うことができる。

(市町村長との協議)

第9条 所長は、第7条第1項第2号又は第3号（収集運搬業に係るものを除く。）に係るものについては、別に定めるところにより、「神奈川県並びに県下市・町・村間における『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の取り扱いに関する協議事項（昭和47年2月29日）」に基づき、処理施設等の所在地又は計画地を管轄する市町村長と協議するものとする。

(事前手続の省略)

第9条の2 前3条の規定にかかわらず、当該事業計画について神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）が適用される場合は、当該条例で行う手続について当該事業計画に係る事前手続の一部を省略でき、その他所長が適当と認める場合には、所長は環境部長と必要に応じて協議を行った上で、当該事業計画に係る事前手続の一部を省略することができる。

第3章 許可関係手続

第1節 許可等

（添付書類等）

第10条 処理業の許可又は処理施設の設置許可の申請書に添付を要する書類の様式等については、法令で定めるもののほか、別に定める。

2 縦覧等対象施設の設置許可の申請者は、次条第1項第2号ア、イ及びエに掲げる手続に必要な範囲内で所長等が必要と認める部数の申請書及び添付書類（以下「申請書」という。）の写しを提出するものとする。

（審査等）

第11条 処分権者は、産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可の申請者（以下「申請者」という。）から申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の記載事項その他申請の形式上の要件に係る審査を行い、当該申請が次の各号に該当する場合には、遅滞なく当該各号に応じた手続を行う。

(1) 第3条第1項第2号に係る申請の場合 所長は、申請書の正本を環境部長に送付する。

(2) 縦覧等対象施設の設置許可（前号に掲げるものを除く。）に係る申請の場合 別に定めるところにより次に掲げる事務を行う。

ア 法第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。以下エまで同じ）の規定により、当該申請書の縦覧場所等の告示及び縦覧を行うこと。

イ 同条第5項の規定により、アにより告示した旨を生活環境保全上関係のある市町村の長に通知し、生活環境保全上の見地からの意見を聴くこと。

ウ 同条第6項の規定により利害関係を有する者から提出された意見書を受理すること。

エ 法第15条の2第3項の規定により、専門的知識を有する者からの意見を聴くこと。

2 環境部長が前項第1号の規定により申請書の送付を受けた場合の事務は、前項第2号の規定を準用する。

3 処分権者は、前2項の手続を経た後に、速やかに当該許可申請の内容について、法令の適合性を審査するとともに、処理施設等に係るものの場合の審査に際しては、当該施設の所在地又は計画地及びその周辺地域の生活環境についての現地確認を行うものとする。

4 所長は、申請者から第3条第1項第1号（収集運搬業に係るものを除く。）又は第4項に係る申請書の提出を受けた後、審査の結果、適正なものと判断したときは、速やかに環境部長に進達するものとする。なお、この場合の審査方法については、前項の規定を準用する。

（許可指令書）

第12条 処分権者は、申請者に規則第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18及び第12条の5に規定する許可証を交付するときは、別に定める許可指令書を併せて交付するものとする。

2 法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項の規定に基づく許可の更新にあつては、前項の規定に準じ、許可指令書を交付するものとする。

第2節 届出

（審査）

第13条 処分権者は、第2条第10号に係る届出を行う者（以下「届出者」という。）から届出書の提出を受けたときは、速やかに届出書の記載事項その他届出の形式上の要件に係る審査を行った後、法令等との適合性を審査するとともに、処理施設等に係るものについては、当該施設の所在地又は計画地及びその周辺地域の生活環境についての現地確認を行うものとする。

2 所長は、届出者から第3条第1項（収集運搬業に係るものを除く。）又は第4項に係る届出書の提出を受けた後、審査の結果、適正なものと判断したときは、速やかに環境部長に進達するものとする。

（処理業の休業等）

第14条 原則として、60日以上にわたり連続して処理業の休業を予定している（休業期間が結果として60日を超える場合を含む。）処理業者は、当該処理業に係る許可証を添えて、細則第23条の届出を処分権者に行うものとする。

2 休業中の処理業を再開しようとする処理業者は、再開予定日の30日前（知事等は、適正な理由があると認めるときは当該期間を短縮することができる。）までに、細則第23条の届出を処分権者に行うものとする。

3 処分権者は、前項の届出を受けたときは、再開理由が不適切と認められた場合を除き、再開時までに当該処理業者に許可証を返還するものとする。

（産業廃棄物処理施設の休止等）

第15条 法第15条の2の6第3項に規定する産業廃棄物処理施設の休止及び再開に係る処理業者が行う届出は、次により処分権者に行うものとする。

(1) 処理業者が行う休止に係る届出は、原則として、60日以上にわたり連続して産業廃棄物処理施設の休止を予定している（休止期間が結果として60日を超える場合を含む。）場合に行うものとする。

(2) 処理業者が行う再開に係る届出は、休止中の産業廃棄物処理施設を再開しようとする30日前（適正な理由があると認めるときは、処分権者は当該期間を短縮することができる。）までに行うものとする。

第3節 施設の設置等

（受理書の交付等）

第16条 処分権者は、次の各号（令第7条各号に規定する施設に係るものを除く。）について、当該申請内容が適正なものと認めるときは、申請者に申請書の受理を証する文書（以下「受理書」という。）を交付するものとする。

(1) 法第14条第6項又は第14条の4第6項に係る申請

(2) 法第14条の2又は第14条の5に係る処分業の申請

2 所長は、次の各号について、当該申請内容が適正なものと認めるときは、申請者に受理書を交付するものとする。

(1) 法第14条第1項又は第14条の4第1項に係る申請で、積替え保管施設の設置を伴うもの

(2) 法第14条の2又は第14条の5に係る収集運搬業の申請で、新たな積替え保管施設の設置又は既存の積替え保管施設の変更を伴うもの

3 前2項各号（新たな処理施設等の設置又は既存処理施設等の変更を伴うものに限る。）に係る申請者は、前2項に基づく受理書の交付を受けた後、当該施設の工事に着手するものとする。

（試運転）

第17条 処理施設等（収集運搬業の用に供する積替え保管施設を除く。）の設置者（以下「設置者」という。）は、当該処理施設等の試運転を行おうとするときは、別に定めるところにより所長に申請するものとする。

(使用前検査)

第 18 条 処分権者は、使用前検査を実施するときは、別に定めるところにより行うものとする。

(竣工検査)

第 19 条 設置者は、第 16 条第 1 項又は第 2 項の受理書の交付を受けた処理施設等が完成したとき(処分業の用に供する処理施設を変更しないで使用する時を含む。)は、別に定めるところにより、当該処理施設等の使用前に所長の実施する竣工検査を受けるものとする。

2 所長は、第 3 条第 4 項において環境部長が行う処分業の許可に関して、処理施設等の竣工検査を実施した場合は、処分業の許可に関する意見と併せて、当該竣工検査の結果を環境部長に進達するものとする。

(工事現場に設置する移動式中間処理施設に係る産業廃棄物処分業の許可事務等の特例)

第 19 条の 2 工事現場に設置する移動式中間処理施設のみにより事業を行う処理業者(事業運営上の拠点の所在地が横浜市、川崎市又は神奈川県外に有する者)に係る次に掲げる事務については、第 3 条の規定にかかわらず、環境部長が行うものとする。

- (1) 事前相談を受け又は事前調整を行うこと
- (2) 処分業の許可及び届出
- (3) 処理施設等の設置許可、届出及び使用前検査
- (4) 処理施設等の竣工検査

2 工事現場に設置する移動式中間処理施設のみにより事業を行う処理業者に係る事務の処分権者は、第 4 条の規定にかかわらず、次表の区分とする。

<u>事業運営上の拠点の所在地が横浜市、川崎市又は神奈川県外に有する者</u>	<u>環境部長</u>
<u>事業運営上の拠点の所在地が上記以外の者</u>	<u>事業運営上の拠点の所在地を所管する所長</u>

3 前項の場合において、複数の事業運営上の拠点を 2 以上の所長の所管区域に有する(新たに設置しようとする場合を含む。)処理業者に係る事務については、当該事業運営上の拠点を所管する所長間で協議の上、当該処理業者に係る事務を主管する所長を定めるものとする。

4 環境部長又は所長(以下「環境部長等」という。)は、工事現場に設置する移動式中間処理施設について第 11 条第 3 項に規定する審査を行った場合、当該施設を用いて事業展開する区域のうち、所管外の区域を所管する所長に対して、当該審査結果を通知するものとする。

5 工事現場に設置する移動式中間処理施設においては、第 8 条及び第 9 条の規定は、適用しない。

6 工事現場に設置する移動式中間処理施設に係る事務においては、第 2 条第 13 号、同第 15 号、同第 16 号、第 6 条、第 7 条、第 17 条及び第 19 条第 1 項中の「所長」は「環境部長等」と読み替えるものとする。

7 事業計画者は、法第 14 条第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 に基づく申請に係る施設であって、工事現場に設置する移動式中間処理施設を許可の取得後県所管域内で初めて施設を稼働させる場合、あらかじめ施設の稼働期間及び稼働場所について、当該処理業者に係る事務を主管する環境部長等に報告するものとする。

第 4 章 雑則

(技術検討会)

第 20 条 所長は、技術上の問題について、必要に応じ、神奈川県廃棄物処理施設技術検討会での検討を環境部長に依頼することができる。

(最終処分場届出台帳)

第21条 設置者は、処理施設等が処分業に係る最終処分場（法第15条第1項の許可を受けた施設を除く。）である場合において、当該最終処分場に係る埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に環境部長に届け出るものとする。

2 所長は、前項の届出がなされた最終処分場の台帳を調製し、保管するものとする。

3 所長は、細則第1条第19号（処分業に係るものに限る。）及び前項に基づき最終処分場届出台帳を調製したときは、その写し（関係書類の写しを含む。）を環境部長に送付するものとする。

(処理業許可証の記載事項の変更)

第22条 処理業許可証の記載事項の変更を必要とする場合（法第14条の2第1項及び第3項並びに第14条の5第1項及び第3項に係るものを除く。）は、法第14条の2第3項又は第14条の5第3項の処理業に係る変更届の例により処理するものとする。

(書類等の交付)

第23条 環境部長は、処分業（最終処分場を設置するものに限る。）の許可並びに処理施設等（令第7条第14号に規定するものに限る。）の設置許可及び使用前検査又は竣工検査に係る許可証等を申請者に交付するときは、当該関係書類を進達した所長を経由するものとする。

(情報管理システム)

第24条 本要綱に係る情報管理システムの取扱いは、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めのない事項は、環境部長と所長が別途協議するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱)

第2条 平成4年7月4日施行の産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

第3条 この要綱の施行前に、旧要綱に基づく事業予定計画書が受理されているものに係る事務については、従前の例により処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。